特定非営利活動法人

IRS

定　款

平成25年12月1日　改定

特定非営利活動法人　ＩＲＳ　定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人（NPO 法人）ＩＲＳ　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を　東京都江東区亀戸 2−6 亀戸 2 丁目団地 3−1102 号室に置く。

2　この法人は前項のほか、従たる事務所を千葉県山武市横田 1107-2 に置く。

3　前項のほかに、従たる事務所を茨城県ひたちなか市西十三奉行１１４２３－１第一ひばりヶ丘２－３－２と、千葉県船橋市薬円台５－２９－２－２０１号室に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条 この法人は，中小企業が日本国外に生産活動・生産ルート等を確保する際、橋渡しをすることによって当該企業が様々な生活用品を低コストで生産することが可能となり、日本国内での販売・流通等により、企業活動の活発化・雇用の拡充等が図られ、広く日本経済の活性化に貢献すること、並びに、関係者各位が様々な外国の異文化・芸術・技術等に接し、交流を深める機会が設けられることによって相互の文化の再認識が図られ、日本文化・芸術・技術の発展に寄与することを目的とする。

このほか地域社会に貢献する目的として、地域に密着した防犯啓発、防災啓発、自主防災支援、被害者など受傷者の心のケアなどを地域住民と密に交流を図り、社会への貢献を目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2)　環境の保全を図る活動
(3)　国際協力の活動
(4)　経済活動の活性化を図る活動
(5)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(6)　保険、医療又は福祉の増進を図る活動
(7)　災害救助活動
(8)　地域安全活動
(9)　観光の振興を図る活動
(10)　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
(11)　情報化社会の発展を図る活動

(12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事　業)

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 海外の生産拠点・生産ルートの紹介と案内
(2) 国内外の最新技術の相互紹介
(3) 海外の異文化の紹介及び招聘
(4) 国内外の環境科学と資源再利用技術の普及・研究
(5) 防犯啓発の活動支援と指導と紹介
(6) メンタルヘルスケア、心のケアでの指導と支援及び紹介と案内
(7) その他前条の目的達成に必要な事業

2　前項に掲げるもののほか、その他の事業として次の事業を行う。

(1) 海外生産品の見積り手数料・販売手数料の徴収
(2) 海外文化・芸術・技術の紹介･招聘等に伴う手数料の徴収
(3) 防犯・防災についての啓発指導の技術の紹介･招聘等に伴う手数料の徴収
(4) メンタルケアでの啓発指導の技術の紹介･招聘等に伴う手数料の徴収
(5) 前項に掲げる事業に関連する案内・通訳等の手数料の徴収

3　前項に掲げる事業の収益は、第１項に掲げる事業経費に当てるものとする。

第3章　会　員

(種　別)

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、運営会員及び協力会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 運営会員
　この法人の目的に賛同して入会し、法人の事業活動を推進する個人及び団体
(2) 協力会員
　この法人の目的に賛同して入会し、法人の事業活動を支援する個人及び団体
(3) 賛助会員
　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入　会)

第７条　会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2　理事長は、入会の申し込みがあったときは、正当な理由が無い限り入会を承認しなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

(4)　除名されたとき

（退　会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、社員の 3 分の 2 以上の議決によりこれを除名することができる

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2　前項２号の規定により除名しようとする会員には、その除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第４章　役員及び事務局

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上　１５名以内

(2)　監事　　１名以上　２名以内

2　前項１号の理事のうち、１名を理事長、１名を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において運営会員の中から選任する。

2　理事長及び副理事長は理事の互選により定める。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の 3 分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は理事又は法人の役員を兼ねることはできない。

（職　務）

第１５条　理事長はこの法人を代表し、会務を総括する。

2　副理事長は理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は理事会を構成し、この定款に定める事項について議決する。

4　理事は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。但し、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間として、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

2　役員は再任されることができる。

3　役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、第１３条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任が就任するまで、なお、その任にあるものとする。

（欠員の補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第１８条　役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、社員の４分の３以上の議決によりこれを解任することができる。

(1)　心身の故障により、職務遂行に耐えられないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　第１１条第２項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第１１条第２項の「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（報酬等）

第１９条　役員のうち、その総数の３分の１以内の役員は報酬を受けることができる。

2　役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

（事務局及び職員）

第２０条　この法人の事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

（顧　問）

第２１条　この法人に顧問を置くことができる。

2　顧問は理事長が委嘱する。

3　顧問の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

第５章　会　議

（種類及び構成）

第２２条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種類とする。

2　総会は通常総会及び臨時総会とし、社員をもって構成する。団体社員は、総会で表決を行うもの１名を１年ごとに定め、理事長に届け出る。

3　理事会は理事をもって構成する。

（権　能）

第２３条　総会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

2　理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　事業計画及び収支予算並びにその変更

(2)　事業報告及び収支決算

(3)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(4)　入会金及び会費の額

(5)　借入金（その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４３条においても同じとする）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6)　事務局の組織及び運営

(7)　その他この法人の運営に関する重要な事項

（開　催）

第２４条　通常総会は毎年１回事業年度終了後３箇月以内に開催する。

2　臨時総会は以下の各号の場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2)　社員の５分の１以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)　第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき

3　理事会は次の事項の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき

(2)　理事の定数の５分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)　第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集権者及び招集通知）

第２５条　総会及び理事会は、前条第２項第３号及び同条第３項３号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号・第２号及び第３号の請求があったときは、その請求の日から３０日以内に臨時総会を、同条第３項第２号及び第３号の請求があったときは、その請求があった日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　総会を招集するにあたっては、社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の５日前までに招集通知を発信しなければならない。

4　理事会を招集するにあたっては、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して会議の日の５日前までに招集通知を発信しなければならない。

（定足数）

第２６条　総会は、社員の２分の１以上の出席がなければ、開催できない。

2　理事会は、理事定数の２分の１以上の出席がなければ、開催できない。

（議　長）

第２７条　総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選任する。

2　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議　決）

第２８条　総会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、出席社員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2　理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）

第２９条　各社員及び理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため会議に出席できない社員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の社員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

3　総会または理事会の表決について、特別の利害関係を有する社員または理事は、その議事に加わることができない。

（議事録）

第３０条　会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　会議の日時及び場所

(2)　社員の現在数または理事の定数及び現在数

(3)　会議に出席した社員の数または理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）

(4)　議決事項

(5)　議事の経過及び要領並びに発言趣旨

(6)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び出席した社員または理事のうちから、その会議において選出された表決人の議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第３１条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された財産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　事業に伴う収入

(5)　資産から生ずる収入

(6)　その他の収入

（資産の区分）

第３２条　この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種類とする。

（資産の管理）

第３３条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て決める。

（経費の支弁）

第３４条　この法人の経費は、資産を持って支弁する。

（会計の原則）

第３５条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第３６条　この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種類とする。

2　その他の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（事業計画及び予算）

第３７条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第３８条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第３９条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（事業計画及び予算の変更）

第４０条　第３７条に規定した総会の議決を経た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。但し、変更された内容に関して、理事長はその後最初に開催する総会にこれを報告し承認を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第４１条　この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後３箇月以内に、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

２　決算上余剰金を生じさせたときは、次年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終る。

（臨機の措置）

第４３条　予算をもって定めるもののほかは、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４４条　この法人が定款の変更を行うには、総会において出席した社員の４分の３以上の同意を得、かつ、所轄庁の認証（法第２５条６項「軽微な事項に係る定数の変更」は除く）を得なければ変更することができない。

２　法第２５条第６項に規定する「軽微な事項に係る定数の変更」をしたときは、遅滞なく所轄庁に届け出なければならない。

（解散及び残余財産の処分）

第４５条　この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　社員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立認証の取り消し

2　前項第１号の事由により解散する場合は、社員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第４６条　この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残余する財産は、総会の議決を経て、類似の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合　併）

第４７条　この法人が合併しようとするときは、総会において社員の４分の３以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第４８条　この法人の公告は、この法人の掲示板及びインターネットホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　雑　則

（細　則）

第４９条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附　則

1　この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2　この法人の役員変更を実施する、第１４条第１項の規定にかかわらず、次のものとし、その任期は、第１６条第１項の規定による。

理 事 長	石井　寛貴
副 理 事	佐々木　一徳
理　　事	南出　真吾
理　　事	根本　健市
理　　事	崔　竜文
理　　事	上條　光治
監　　事	増田　克典

3　この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第２３条第２項第１号及び第３７条の規定にかかわらず，総会の定めるところによる。

4　この法人の設立当初の入会金並びに会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

入会金　個人　10,000 円
　　団体　20,000 円

年会費
- 運営会員
  - 個人　5,000 円
  - 団体　10,000 円
- 協力会員
  - 個人　100,000 円を１口以上
  - 団体　120,000 円を１口以上
- 賛助会員
  - 個人　100,000 円を１口以上
  - 団体　120,000 円を１口以上

5　2013 年４月１日をもって下記定款内容を変更、施行する。

(1)　事務所
　①　千葉県船橋市薬円台５－２９－２－２０１号を追加
　②　茨城県ひたちなか市西十三奉行１１４２３－１を追加

(2)　目的
　①　防犯、防災、メンタルケアでの目的の追加

(3)　特定非営利活動の種類
　①　防犯、防災メンタルケアでの活動項目の追加

(4)　事業
　①　防犯、防災メンタルケアでの事業項目の追加

(5)　役員の変更
　①　上記記載項目２項の内容にて役員理事を変更する。

6　この定款は２０１３年４月１日を持って施行する。

書式第２２号（法第２５条関係）

特定非営利活動法人　ＩＲＳ　社員総会議事録

１．開催日時　　平成25年11月30日（土）　午後4時00分から午後5時00分まで

２．開催場所　　東京都江東区亀戸2-6亀戸２丁目団地3-1102

３．出席者

石井寛貴、石井絵里子、尾花直幸、山﨑正行、長田誠、川村隆夫、青木隆、前田芳憲、増田克典、市之瀬四郎、安居宏行、新井政巳、崔龍文、佐々木一徳、南出紳吾、根本健市（社員総数20名のうち16名出席）

４．議　案

第１号議案　　主たる事務所及び従たる事務所の移転に関する件

第２号議案　　議事録署名人の選任の件

５．議事の経過及び結果

市之瀬四郎理事より、今回の主たる事務所及び従たる事務所が移転することになったこれまでの事情の説明及び理事会の承認を得ている旨報告があり、議案の審議に入った。

第１号議案　主たる事務所及び従たる事務所の移転に関する件

平成25年12月１日より、主たる事務所が、東京都大田区下丸子４－２１－１４－１００１から東京都江東区亀戸2-6亀戸２丁目団地3-1102に、従たる事務所が、千葉県八街市八街は37-40から千葉県山武市横田1107-2に移転することが審議にかけられ、社員の承認を求めたところ満場意義なく承認可決した。

第２号議案　議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長より、本日出席の根本健市氏、佐々木一徳氏の２名を指名したところ、満場一致意義なく承認された。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成25年11月30日

議　　長　　市之瀬　四郎 [redacted]

議事録署名人　　根本　健市 [redacted]

議事録署名人　　佐々木　一徳 [redacted]

上記は、社員総会議事録の謄本であることを証明します。

特定非営利活動法人　ＩＲＳ

理事長　　市之瀬　四郎 [redacted]